

(介 52)  
令和 2 年 5 月 22 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金の介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に関する取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年3月25日付(介207)(地492)文書にて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領が改正され、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、地域医療介護総合確保基金の介護分(介護施設等整備分)において、消毒液等購入経費支援として、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入が可能となった旨、ご連絡申し上げたところです。

本件について、今般、厚生労働省より事務連絡が発出され、消毒液等購入経費支援(都道府県の消毒液等購入費)については、介護施設等の利用者や従業員の体調管理を行うための体温計(非接触型を含む)やパルスオキシメーターも対象となることが示されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- 地域医療介護総合確保基金の介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に関する取扱いについて  
(令 2.5.15 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)

事務連絡  
令和2年5月15日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

地域医療介護総合確保基金の介護施設等における新型コロナウイルス感染  
拡大防止対策支援事業に関する取扱いについて

日頃より、高齢者保健福祉行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県におかれては、地域医療介護総合確保基金の介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業を実施していただいているところですが、今般、本事業の消毒液等購入経費支援（都道府県の消毒液等購入費）に関する取扱いについて、下記のとおりお示しします。

各都道府県におかれては、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に取り組むことにより、貴管内の介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止に対する支援をお願いいたします。

記

消毒液等購入経費支援（都道府県の消毒液等購入費）について、介護施設等の利用者や従業員の体調管理を行うための体温計（非接触型を含む）やパルスオキシメーターは対象とする。

（参考）「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日厚生労働省医政局長ほか連名通知）別紙）

別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」

2（6）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業

（ア）対象事業

a 消毒液等購入経費支援

介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入するための事業を対象とする。

b （略）